

日本経済の安定期に入り、貿易量が増加の一途をたどる中、安心・安全な社会の実現、国際貿易の円滑化、適正かつ公平な関税等の徴収を期すため、国際協力の推進、AEOなどの新制度の導入、通関手続の簡素化、デジタル化などに取り組んできました。

平成の後期になると旅行者のインバウンド需要の拡大、経済活動のグローバル化及び越境電子商取引の拡大により、ヒト・モノの流れが加速していきましたが、水際の番人として、迅速かつ厳格に密輸を取り締まるため、高性能な検査機器及び先端技術を導入し、テロという新たな脅威にも対応してきました。

税関は、明治5年の発足から令和4年までの150年間、時代の変化に対応しながら進化してきました。これからも使命を果たし、貿易の健全な発展と安全な社会を実現し、国民一人ひとりの幸せを守っていくため、世界最先端の税関を目指してまいります。

1995年に設立したWTOには先進国も発展途上国も加盟していますが、WTOで国際ルールを決める際に立場の違いから意見が対立し、「全会一致」が難しくなってきたため、二国間交渉であるEPAが主流になってきました。EPAによる低い関税率（EPA特惠税率）を適用する場合は、締約国の原産品であることを証明する必要があります。税関は、原産地規則の適切な運用を確保し、拡大するEPAの便益を関係者が享受できるよう、原産地の認定に関する事前教示及び積極的な情報発信の強化に取り組んでいます。

- 安全・安心な社会の実現
- 適正かつ公平な関税等の賦課徴収
- 貿易円滑化の推進

AEO（認定事業者）制度の導入

AEO制度は、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度です。2006年に輸出者を対象に導入した後、対象を輸入者、倉庫業者、通関業者、運送業者、製造者まで順次拡大しました。

通関関係書類の電子化・ペーパーレス化

紙で提出していた輸出入手続の関係書類を電磁的記録（PDF等）での提出が可能になり、申告者による手続の利便性が向上し、迅速通関にもつながりました。

2018年にTPP11、2019年に日EU・EPA、2022年にRCEP協定が発効し、広域・多国間のEPAが進展しています。現在、21のEPA等が発効済・署名済であり、日本の貿易総額に占めるEPA等相手国との貿易額は、約8割となっています。



スマート税関構想 2020の発表

RCEP協定発効

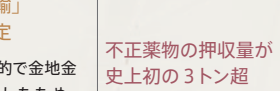
2021

2022

日英EPA発効

新型コロナウイルス（COVID-19）が世界的に流行

不正薬物の押収量が史上初の3トン超



島島南西方面において海上取引された覚醒剤約1トンを静岡県賀茂郡南伊豆町の海岸において摘発（2019年6月）

税関では、海外から輸入されたワクチン及び救援物資の優先通関、感染が確認されたクルーズ船の24時間体制による急病人等の下船対応、巣籠需要により急増した国際郵便物の通関体制の強化、空港における検査業務の応援等を行い、COVID-19の感染拡大に伴う様々な課題に対応しました。

日EU・EPA発効

成田空港に税関検査場電子申告ゲートを導入



パスポートとアプリで電子申告し、ゲートを通過

輸出申告官署の自由化制度の導入



税関検査場電子申告ゲートは、インバウンド需要により増加し続けていた入国旅客の円滑な入国と待ち時間の短縮、税関検査場の混雑の緩和を図るために導入されました。2022年4月現在で、全国7空港に導入されています。



Sea-NACCSや大型X線検査装置の導入により、海上貨物の通関時間の短縮につながりました。

- 海上輸入通関所要時間
- 1991年 → 26.1時間
- 1996年 → 10.2時間
- 2001年 → 4.9時間

海上貨物通関情報処理システム（Sea-NACCS）稼働



長崎税関に大型監視艇「なんせい」を配備



海上巡回により不審事象や不審船舶の発見、漁船等を利用した洋上取引への対応等において活躍しています。

日・シンガポール間で初めてのEPAが発効



EPAには、締約国間での関税の撤廃・削減により、海外から商品を安く輸入できる、海外への販路が拡大できるというメリットがあります。

爆発物探知犬導入

2005

シングルウィンドウ（輸出入港湾関連手続）供用開始

関係省庁の各システムを相互に接続することにより、一回の入力・送信で複数の行政機関への手続を行うことが可能となり、手続の効率化につながることになりました。

2002

米国同時多発テロ発生

米国同時多発テロ以降、これまで以上にテロ対策を強化することになりました。爆発物等のテロ関連物資を開税法上の輸入してはならない貨物に追加（2005年、2006年）し、さらに日本に到着する貨物や旅客・乗組員に関する情報の事前提出を義務化（2007年）の上、早期に貨物等のリスク分析を行う体制を整え、関係省庁と連携して水際でのテロ対策に取り組んでいます。

大型X線検査装置導入



コンテナ貨物の全量取出検査では1本当たり2時間程度を要しますがこの装置では10分程度で検査することができ、検査時間が大幅に短縮されました。

WTOで定められた協定や制度

WTOでは、貿易に関するルールを作るため、加盟国等で話し合い、様々な協定が発効されています。ここでは、代表的な協定や制度について紹介します。

知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）【1995年発効】

知的財産権保護に関して、加盟国の義務等を定めたTRIPS協定をきっかけに、我が国においては、権利者による輸入差止申立てや侵害物品に該当するか否かを税関長が認定する手続（認定手続）等について法律上に規定し、知的財産権の保護を強化することとなりました。

貿易の円滑化に関する協定【2017年発効】

我が国がもつ税関手続の迅速化・簡素化のノウハウを発展途上国へ技術協力することで、途上国で直面する問題（不明瞭な貿易手続規則等）の改善につながり、海外へ展開している日本企業の経済活動の後押し及び貿易の拡大が図れるようになりました。

特殊関税制度

特殊関税制度は、不公平な貿易取引や輸入の急増等の特別の事情がある場合に、通常の関税のほかに割増関税を賦課することで、国内産業を保護救済する関税制度の総称です。

特殊関税には、4つの種類があります。

- 輸出国の補助金を受けた輸入貨物に対する「相殺関税」
 - 輸出国内の販売価格より低い輸出価格（ダンピング価格）で販売された貨物の輸入に対する「不当廉売関税（ダンピング防止税）」
 - 予想されなかった事情の変化により増加した輸入貨物に対する「緊急関税（セーフガード）」
 - ある国が我が国の輸出貨物などに対して差別的に不利益な取扱いをしている場合にその国からの輸入貨物に対する「報復関税」
- 世界各国が気ままに特殊関税制度を運用しないよう、WTO協定によって各国共通の基本的ルールが定められています。

世界最先端の税関を目指す

税関行政の中長期ビジョン 「スマート税関構想2020」

越境電子商取引の更なる進展、社会構造の変化等、税関を取り巻く今後の環境変化を見据え、AI等先端技術を活用し、業務の一層の高度化・効率化を進めるとともに、利用者への一層の利便向上を図り、20年後、30年後も国民の期待に応えられるよう取り組んでいく必要があります。このため、貿易の健全な発展、安全な社会、そして豊かな未来を実現する「世界最先端の税関」を目指すことを目的とした中長期ビジョンを2020年に取りまとめました。スマート税関の実現に向け取り組んでいます。

「スマート税関構想2020」は4つのキーワードで構成

Solution（利便向上策）

貿易関係事業者や旅客等へ、税関手続におけるコンプライアンスや利便性の向上を図るためのソリューションを提供することにより、一層適正かつ迅速な通関を確保することを目指します。

Multiple-Access（多元連携）

関係機関、貿易関係事業者等との情報連携を拡大・強化し、水際取締りの強化と貿易円滑化の両立を一層進展させることを目指します。

Resilience（強靱化）

社会構造の変化や災害リスク等に備え、税関手続における新たな利便性の創造や一層の効果的・効率的かつ先進的な取締りの実現等、業務の高度化を目指します。また、その活用に伴って人材育成、業務そのものの見直し及び職場環境の改善を目指します。

Technology & Talent（高度化と人材育成）

税関業務にAI等の先端技術を積極的に取り入れ、税関手続における新たな利便性の創造や一層の効果的・効率的かつ先進的な取締りの実現等、業務の高度化を目指します。また、その活用に伴って人材育成、業務そのものの見直し及び職場環境の改善を目指します。

4つのキーワードの頭文字をとって「SMART」